

松財固第931号
平成30年10月29日

各位

松戸市長 本郷谷 健 次
(公印省略)

平成30年7月豪雨により被害を受けた方の平成30年度松戸市
固定資産税・都市計画税に係る延長後の納期限について（通知）

本年7月豪雨により、甚大な被害を受けられた皆様におかれましては、心からお見舞い申し上げます。

被災地域の納税者様を対象に、「平成30年7月30日付け松財第512号」をもって、平成30年度分の固定資産税及び都市計画税の第2期以降の納期限を延長する旨の文書を送付いたしました。この度、延長後の納期限を決定しましたのでお知らせいたします。

記

1 平成30年度の固定資産税及び都市計画税に係る納期限

期別	当初の納期限	延長後の納期限
第1期	平成30年 5月 1日	延長はありません。
第2期	平成30年 7月 31日	平成30年11月27日
第3期	平成30年11月30日	延長はありません。
第4期	平成31年 1月 31日	延長はありません。

2 納付書について

第3期分及び第4期分の納付書につきましては、納期限に変更ありませんので、平成30年4月既に送付いたしました納付書をご利用ください。

※第3期分及び第4期分の納付書がお手元がない方は、再発行いたしますので固定資産税課までご連絡ください。

問合せ先

課税の内容又は延長後の納期限について
松戸市 財務部 固定資産税課
電話 047-366-7323（直通）

納付について

松戸市 財務部 収納課
電話 047-366-7325（直通）